一般社団法人日本国際学生技術研修協会 定款

平成 24 年 4 月 1 日 制 定 平成 24 年 5 月 12 日 一部改定 令和 3 年 5 月 30 日 一部改定

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本国際学生技術研修協会(英語名 IAESTE Japan)という。

(事 務 所)

- 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。
 - 2 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、国際学生技術研修協会(The International Association for the Exchange of Students for Technical Experience, Association sans but lucratif (以下 IAESTE A.s.b.l. という))並びに同団体加盟各国の委員会と密接に連携し、日本の学生教育の一環としての海外における技術研修及び海外の学生の日本における技術研修の機会を提供し、もって関係者の国際相互理解と協調、信頼の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 日本から海外へ派遣されて技術研修を受ける学生の選考及び指導
 - (2) 来日して技術研修を受ける学生の受入れ
 - (3) IAESTE A.s.b.l. 並びに同団体加盟各国の委員会との連携
 - (4) 学生のための自国以外での技術研修の普及・広報
 - (5) 機関誌、会報及び資料図書類の刊行
 - (6) その他、目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は日本および海外において行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

- 第 5 条 この法人の会員は正会員、賛助会員、事業協力会員、学生会員、名誉会員とし、正会員を もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」)上の社員とする。
 - 2 正会員は、次の大学法人並びにその関連教育部門を代表する者又は個人とする。
 - (1) 大 学 会 員 この法人の目的に賛同して入会した大学法人並びにその関連教育部門
 - (2) 個 人 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - 3 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人
 - 4 事業協力会員 国際学生技術研修生の受入れについて、この法人に協力する個 人又は法人
 - 5 学生会員 この法人に賛同して入会した学生
 - 6 名 誉 会 員 この法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦され た者

(入 会)

- 第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認 を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の 承諾をもって会員となるものとする。
 - 2 法人又は団体の会員にあっては、この法人に対する代表者としてその権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定め、理事長に届け出るものとする。
 - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを理事長に届け出なければならない。

(会 費)

- 第 7 条 正会員、賛助会員、事業協力会員及び学生会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
 - 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(退 会)

第 8 条 正会員、賛助会員、事業協力会員及び学生会員は、所定の退会届を理事長に提出すること で、いつでも退会することができる。

(除 名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他規則に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。ただし、未履行の 義務は、これを免れることができない。
 - (1) 総正会員が同意したとき。
 - (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
 - (3) 会員が死亡し、又は解散したとき。
 - 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

- 第 11 条 総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第 13 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
 - 2 定時総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

- 第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が総会を招集する。
 - 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び

招集の理由を示して請求があったときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する者は、総会の日の2週間前までに正会員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第 15 条 総会の議長は、理事長とする。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が総会の議長を行う。

(議 決 権)

第 16 条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

- 第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (ア) 会員の除名
 - (イ) 監事の解任
 - (ウ) 定款の変更
 - (工) 解散
 - (オ) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議 決権を行使することができる。この場合において、第 17 条の規定の適用については、その正 会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長が署名し、又は 記名押印をする。 2 前項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第 21 条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 10 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
 - 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、4名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって法人法第 91 条 1 項 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の中から選任する。ただし、正会員以外の 者をこの法人の理事又は監事とする必要のある場合は、それぞれ 2 名を限度として総会にお いて選任することを妨げない。
 - 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、第 14 条 2 項、第 15 条 2 項、第 32 条 2 項、第 33 条 2 項に定められた職務を 行う。
 - 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執 行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産 の状況を調査することができる。
 - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 27 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員のうち理事の月額報酬は、別表に定める総額の範囲内において、理事会で決定する。
 - 2 常勤役員のうち監事の月額報酬は、別表に定める範囲内において監事の協議で決定する。

(役員の損害賠償責任の免除)

第 28 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる 損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、 外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結す ることができる。

> なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の 規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第 30 条 この法人に、理事会を置く
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 31 条 理事会は次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職
 - (4) 事務局長の任免
 - (5) ナショナル・セクレタリーの任免

(招 集)

- 第 32条 理事会は理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通 知を発しなければならない。
 - 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の 手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第 33 条 理事会の議長は、理事長とする。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長を行う。

(決 議)

- 第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条(理事会の決議の省略)の要件を満たしたときは、 理事会の決議があったものとみなす。
 - 3 前項に係る書面又は電磁的記録を、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 当該理事会へ出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印をする。 理事長が理事会を欠席したとき、当該理事会に出席した全理事及び監事は、前項の議事録 に署名し、又は記名押印をする。
 - 3 前項の議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに理事 長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に 提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けな ければならない。
 - 3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。また、前項の書類は作成した時より10年間保存しなければならない。

(剰余金の処分)

第 39 条 この法人は、正社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人、又は国若しくは地方 公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京 都において発行する読売新聞に掲載する。

第10章 事務局

(事 務 局)

- 第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会が任免する。
 - 4 事務局の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 ナショナル・セクレタリー

(ナショナル・セクレタリー)

第 45 条 ナショナル・セクレタリーは、この法人を代表して IAESTE A.s.b.l. 並びに同団体加盟各国の 委員会との連絡調整等を行う。

第12章 雜則

(委 任)

- 第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。
 - 2 第4条第1号に定める国際学生技術研修生の候補者の選考については、別に選考規程を 定める。

第 10 回定時総会決議(令和 3 年 5 月 30 日開催)に基づき、第 3 条、第 4 条、第 22 条第 2 項、第 31 条、第 44 条及び第 45 条を変更、並びに第 21 条第 4 項を削除、第 46 条を追加し、令和 3 年 5 月 30 日より 施行。